

松方社長對職工側委員第三回會見顛末

(大正八年九月廿七日午後三時二十分開始—同四時四十分終了)

社長「今日はお前方から何か話すことがあるといふことぢやが什んなことか聞ふか」

野倉委員「昨日社長さんのお話を承はりまして職工の一般投票を行いましたのが更に今日となり全工場を通じ實行委員だけ工場に集まり態度を決した譯であります」

社長「そこで聞くが、其の一般投票とは什んな工合に行つたのか其の行り方を聞きたい」

野倉委員「ソレは各組員が各工場に集まり一般の職工から投票を行つたので、中には既に投票してゐたものもありましたが此の投票は一般の意見が不一致の場合に限り行つたものであります、そして夫れは昨日午後一時よりのごさいます」

(此時松方社長は列席者一同に向ひ皆さん何うぞ煙草でも喫んで下さい、ドウぢやお前達(職工側委員を指す)も喫めよ俺も喫むからといふ)

社長「其の投票の結果何うぢやつたか子」

野倉委員「それは既に新聞紙上にも出てゐる通り社長一任説と社長に一任せずとの二説に分れて投票の結果三十六票の差で社長一任説が敗れたのであります」

社長「二三回も投票したやうぢやが何うか子」

野倉委員「二回やりました」

社長「一回は付うちやつたかナ」

野倉委員「一回は各實行委員で投票せよと云ふたのを各工場委員と間違へ一工場で三人の中一人しか投票しない處もあり交渉委員を別にした處もあり又當日來てゐる交渉委員數で行つた處もあります」

社長「色んなやり方を行つたんぢやなア、そして今日の要事は……」

野倉委員「今日は別段投票の形式を執りませぬが實行委員に今後何うするかといふことを決めさせて夫から交渉委員を集め協議した所結局吾々の要求が貫徹されるまで一同休業することに決しました、夫故此事を申上げる爲御會見を求めた次第であります」

社長「それは色々御苦勞だつた、併しお前達が休業するならせよ當所の規則には確か三日間休業するときは除名することになつてゐる筈ぢや、これはお前方も能く知つてゐることと思ふが……」

野倉委員「其事ですが、成程三日以上無届缺勤した者は解備せられることに規定されてあるやうに信じます依つてお届けさへすれば好いかと思ひますが如何でせう」

社長「左様、其通りぢやが休んで付うするといふのか子」

野倉委員「それですから、休んで御返事を待たうといふ意味なんです」

社長「成程休業のとは解つた、所が先達でも話した通り俺はお前方の増給や其他色々會社の改善を行ふことに就て疾くより苦心してゐる、尤も中には不満足な點とあらうが出来得

るだけ良くしやうと仕たことはお前方も承知してゐるだらう、そこで今これから話すことは實はモ少し早く發表したかつたのであるがお前方が今度のやうな事を起し夫れが邪魔になつて仕方がなかつたので其の運びに至らなかつたのぢや、併しながらお前方が早く復業し従前よりも一層進んで仕事をしてくれたなら會社の爲め一般事業界の爲め將又お前達の爲め會社案を提出しやうと仕てゐたことだけは解つてゐるだらう……兵庫工場と外一ヶ所(葺合工場)の中兵庫の方の一部分は一時お前達と同じやうなことを行つたけれども其後は皆穩なしく仕事を仕てくれてゐるので實は今日會社の案を發表したのである、俺はお前達の人格を重んじ夜市の植木屋に對する如く五十錢に負ろとか、七十錢に負ろとかいふやうなケチなことは言はぬ、俺は俺の信する通り斷行するのであつて即ち今日之れを兵庫と葺合との兩工場に發表した譯である、お前達は休業するさうであるが中には此まゝ造船所へ戻つて來ず再び逢へぬか分らぬものもあらうと思はれるから今朝讀させる會社案を能く聽き取つてくれ……」

(小高根庶務課長代理朗讀)

訓 示

兵 庫 工 場
葺 合 工 場

豫て従業員優遇の目的を以て就業時間規則日給及び割増し改正のことは去る七月廿七日

各部長各課長に調査を命じ尙考慮中なりと明言したりしが今般左の通り改正し來る十月一日より實行す

營業時間改正

午前六時三十分	招 集
同 七時	就 業
正午十二時より零時三十分迄	食 休
午後三時三十分	停 業

日給賃銀改正

日給は就業時間八時間に對し従來の十時間と同額を支給し更に従來支給せる歩増七割は此際本給に繰入れ支給す
但從來の七割歩増の制度は爾今之を廢止す

低給者特別増給

以上は一般職工に對する賃銀の改正なるが尙從來の本給一圓五十錢以下のものに對しては特に左の通り増給す

- 一、從來の本給一圓以下のもの金二十錢
- 但丁年未滿及女工にして從來の本給七十錢未滿のものに對しては金十五錢

二、從來本給一圓二十五錢以下のもの金十五錢

三、從來本給一圓五十錢以下のもの金十錢

但右各項共制限以上の日給者にして其れ以下の増給者より低き勘定となるものは其の増給者と同額迄繰上ぐるものとす

殘業歩増

八時間終業後の殘業に對する從來の支給方法は之を廢止し左の通り改正す

殘業賃銀は一時間に付日給の八分の一の割合にて支給す三時間以上の殘業に對しては一時間に付日給の八分の一の割合にて計算せるものゝ外更に左の歩増を加給す

三時間殘業	日給の	一割
四時間	同	二割
五時間	同	四割
六時間	同	四割五分
七時間	同	五割
八時間	同	五割五分

徹夜(引續き廿四時間作業の場合)に對しては日給の四日分を支給す

但工場の性質上毎日晝夜交代を要するものに就きては別に之を定む

抑此度從來の一日就業十時間制を改め八時間原則を採用したるは主として従業員の健康

を保持し其幸福を増進するの目的にして將來に於ては従業員も敢て生活難を訴ふることなく資本家亦失ふ處なく勞資共に其の利益を享有し我工業界の爲めに資する處あらんことを期するにあり然るに今日直に八時間制を嚴守することを得ざるは奈何せん戦後に於ける世界平和競争の益々劇烈ならんとするの際我工業界は猶過渡の時代に屬し四圍の事情亦之を允さず已むなく此原則のみを採用することゝせり則ち來る十月一日より八時間を定時とし從來の本給に其の割増を加へたる合計額の日給を支給するものにして其の結果として工費の膨脹を來すは會社の苦痛とする所なれども斷然之を決行したるは前述の理想に達せんとする階梯の第一歩なり今後従業員は各自彌々人格の向上に勉め權利義務の本領を了得し各自の自信力を増し徒らに附和雷同することなく而して他方に於て日進月歩の學問は技術の先驅なれば孜孜として學理を研究し智識を啓發し技術を進め以て能率を發揮し生産を増加することを期すべし従業員諸子能く此主旨を體し成績を擧ぐるを得ば當會社は勿論工業界も齊しく此原則採用の有利にして其の過らざりしことを自他共に認識するに至り所謂勞働問題を解決するに裨益することも多大ならん諸子克く自重し國家の爲め各自の爲め將又會社の爲め切に努力あらんことを希望す

社長只今朗讀させた通りである、本社の方では早く此通り實行したいと思ふが如何せん、今日のやうな状態ではオイソレと實行することが出来ないのである、偕て此の改正賃金を數字で現して見ると従前本給五十錢のものが今度は一圓となりこれが十時間働らけば

従前八十五錢のものが一圓二十五錢の収入となりお前達の要求してゐる一圓二十七錢に比べると僅に二錢の相違に過ぎない、若し此の五十錢の者が十二時間働くとするれば、元一圓十二錢のものが一圓七十錢となりお前達の要求せる一圓七十七錢に比べて、亦七錢の相違である、又従前七十錢の者は一圓三十九錢となり、これが十時間働くとするれば元一圓十九錢であつた者が一圓七十三錢となりお前達の案の一圓七十八錢に比べると五錢の差である、更に之を十二時間だとすると従前一圓五十六錢の者が二圓卅六錢となりお前達の案の二圓四十九錢に比べると十三錢の差である、又従前一圓の者は一圓九十錢となり十時間働けば元一圓七十錢の者が二圓三十七錢の収入となりお前達の案の二圓五十五錢に比べると十八錢の差である、従前一圓三十錢の者は二圓三十一錢となり十時間働けば元二圓二十一錢であつたものが二圓八十八錢となりお前達の案の三圓三十一錢に比べると四十三錢の差である、これが十二時間働くとするれば元二圓九十一錢の者が三圓九十二錢となりお前達の案の四圓六十三錢に比べると七十一錢の差である、従前一圓五十錢の者ならば二圓六十五錢となり十時間働けば元二圓五十五錢のものが三圓三十一錢となりお前達の案の三圓八十二錢に比べると五十一錢の差となる、更に之れが十二時間働くとするれば舊収入三圓三十六錢のものが四圓五十錢となりお前達の案の五圓三十四錢に比べると八十四錢の差である、元一圓八十錢のものは三圓〇六錢の日給となりこれが十時間働くとするれば舊収入三圓〇六錢のものが三圓八十二錢となりお前達の案の四圓五十

九錢に比べると七十七錢の差である、更に之れが十二時間働くとするると舊収入四圓〇三錢のものが五圓二十錢となりお前達の案の六圓四十二錢に比べると一圓二十二錢の差となり元二圓の者は三圓四十錢となり十時間働けば舊収入三圓四十錢のものが四圓二十五錢に當りお前達の案の五圓十錢に比べると八十五錢の差であるこれが更に十二時間働けば舊収入四圓四十八錢のものが五圓七十八錢となりお前達の案の七圓十四錢に比べると一圓三十六錢の差である、元三圓の日給者は五圓十錢となり十時間働くときは六圓三十七錢の収入となりお前達の案の七圓六十五錢に比べると一圓二十八錢の差である、更に十二時間とするれば元六圓七十二錢のものが八圓六十七錢となりお前達の案の十圓七十一錢に比べると二圓〇四錢の相違である、又五圓の日給者は八圓五十錢となり十時間働く時は十圓六十二錢となりお前達の案の十二圓七十五錢に比べると二圓十三錢の差となり更に十二時間労働する時は元十一圓廿錢のものが十四圓四十五錢となりお前達の案の十七圓八十五錢に比し三圓四十錢の差となる勘定である

以上述べた所に依りお前達の要求と俺の案とを比較對照するにお前達の案は上級のものほど好くなつて下級のものはその割に好くならぬ、斯んな亂暴な案には何うして同意することが出来るか、これを悪意に解釋すれば唯お前達上級者の収入を好くする爲に下級者をダシに遣つたものとも思はれる、併し俺は決してソウ悪意には取らぬが兎に角上下に著しき懸隔ある亂暴千萬な要求には斷じて應ずることが出来ぬ」

野倉委員從來七割の歩増は上級のものも下級のものも皆一様に貰ふておましたからこれを本給に直して其上に五割の歩増をして頂きたいといふのであります」

社長先達でも話した通り歩増即ち手當といふものは永く續けるべき性質のものでない、夫故所員の方は先達て之れを本給に引直したのちやが、其際お前達の方も引直さうかと思ふたけれど之れを引直したときには他日又候何とか要求して来るに相違ないと思ひ見合せたのである、處が果して斯んな要求を提出したではないか、然るにお前達の案は前にも述べた通り上に好くして下に薄く不公平極まるものであるから俺は賛成せないのだ、之が爲め尙ほ怠業することも休業することも夫れはお前方の勝手ぢや、何うなとしろ、一體今度の怠業に就ては一時工場を閉鎖しやうとも思ふたが、極端と極端で無い側とを考へ閉めるも開けるも同じことだと思ひ開けつ放しに仕て置いたのちや、俺の行らうとする所に邪魔をするなどは毎々云ふ通りである、然るにお前達は俺を信頼せないといふお前達がソウいふ了見なら俺もお前達を信頼せないのだ、休業するなら勝手にするが好い、生活難で困るとか何とか云つて無理強に俺に迫つて斯様な騒ぎをやることは何事だ、今回の事件は實に川崎造船所に前例のないことで之まで職工から賃金の増給を要求されたとは一度もないのちや、賃金問題は全く俺の大切の責務で、成べく職工の収入を好くすることは俺の方針である、併し俺も神ではないから事の運びが遅くなることもある、其の遅くなるが爲に不満に思ふものもあらうがこれは致し方がない、兎にも角にも今度の

やうな事件を起したのは甚だ慚愧に堪へない所で神戸市は勿論廣く天下に對して謝する次第である、處がお前方は是から何うするか知らんがお前方の行動は畢竟お前方の勝手ぢや何うともするがよい、無理な註文をしてそれで天下の同情を得るなら結構ぢや、社長クソ喰へといふなら夫れも宜しい、俺は決してソんな考へではゐない、今日まで俺の行つた仕事を見よ、お前方は給料が少いからツて苦しむか知らぬが俺は亦主義として外國人を使はず成べく日本人により多くの仕事を與へ其収入を増加することに努力してゐる、現に俺が倫敦に居たとき電報が來た、ソレは造船所の手が空くから何う仕やうといふのであつた、そこで俺は職工が困ると思ひ當時餘り必要でもない昌福丸の建造に手を下すべく返電した、俺は夫れほどまでにお前方の爲め良かれかしと圖つてゐるのだ、それでも尙不満ならば已むを得ぬ、そして其の不満が正當と思ふなら何處へでも訴へるがよい、然るに今度の要求は何うちや、只上を好く下を薄くして顧みないといふのは非常な我儘ではあるまいか、米は上下の區別なく誰でも同じやうに食ふのちや、ソレにお前達は斯な勝手な要求をして好いと思ふのか、等しく川崎造船所に居る人としての場合と一つ鍋の飯を食合つた關係上茲に忠告してやるのちやが、さういふ我儘千萬な遣り方では天下は通らないぞ、俺は川崎造船所の職工が他所へ行つても川崎の職工は皆譯の判つた奴ぢや、仕事も能くやると言はれて見たい、之に反して川崎の奴は手も附けられぬ我儘ものだと言はれては獨りお前達だけの耻ではない實に川崎造船所の一大耻辱である、併

し今は既に萬事休す、唯俺の案はコレ／＼であるといふことを聞かせて置くから一同に夫れを傳へてくれ、無理に壓迫しても承知しないぞ、多勢を恃んで少数を輕んずるは大和男子のするべきことではないではないか、思ふても見よ今日は世界列國と争はねばならぬ大切な時である日本國民の大に注意せねばならぬ時である、彼の國際聯盟や労働問題の條項も俺は能く知つて居る、即ち「労働は商品にあらず」といふことがある、要するに労働は神聖ぢや、従つて賃金を負ふなどは云はぬ、實際今日までヨリ以上尊敬を拂ひ過ぎてゐたかも知れぬが俺は唯俺の信する所をやつて來たのである、今日の場合八時間労働の原則だけでも實行しやうといふのは畢竟世界の趨勢に順應せんとするに外ならないのぢや、吾々は吾々同胞の爲を思ふて、他人が何と言はうとも斷乎として實行するのぢや、返す／＼もいふお前達に口に生活難を唱へつゝ無理な請求をして其の結果何うかといへば上級のものほど好くなつて下々の苦痛を顧みないやうな事になつてゐる、これは甚だ其の意を得るに苦しむ所で俺はソんな請求には斷じて應ずることが出來んのぢや」

野倉委員「伺ひます、先刻朗讀せられた賃金改正案は本社の職工が明後日から復業して従前通り働けば其の職工にも實行されるお考へですか」

社長「本社の職工と兵庫や葎合の職工と何んな差別があるか、其事は之までも何べん繰返し言つたか分らぬほどぢや」

野倉委員「ソレでは私達の歸るのを待つてゐる職工や既に歸宅してゐる職工へ明後日以後出勤して働けばコウして貰へるといふことを傳へましたなら……」

社長「一體お前達の態は何んだ、獨り此の松方を苛めるばかりでなく日本人中に今度のやうなことをやるものがあるとすれば日本人全體を辱しめる譯ではないか」

野倉委員「自分達はストライキをやるとか何とか聲を大きくして參つたのではありません、ですから本社の職工に對しても兵庫や葎合と同様實施のことを肯いて貰へませぬのですか」

社長「如何にも無謀なことをしましたといふことが分り誠實に働かぬ限り何とも云はれん」

野倉委員「然らば實際誠實に働けば實行すると仰しやるのですか」

社長「實行せぬと思ふのか」

野倉委員「イヤ、ソウ取られては困りますが、何だか私の願ひすることが肯かれぬやうに思はれますから……」

社長「本日兵庫と葎合工場に發表したことは多分明日の新聞紙に出ることゝ思はれるが俺は之れを實行する考へぢや」

山口委員「私等は一萬七千の職工を代表して此處に參つたのですが社長は夫れを無視されるのですか新聞には發表するが私達には實行することもせないとも言つて下さらないのです」

か」

社長實行せぬと思ふか、マアそんなことは言はんでもいゝ、全體の職工に俺の意のある所を通じてくれたら好いちやないか……お前方は相變らず赤い腕章を着けてゐるが、夫れを俺にくれよ記念の爲め額にして川崎造船所に斯んなことがあつたと後々までも傳へるやうに仕たいから……」

今井委員「私は鑄物工場のものですが、お言葉に従ひ此の腕章を取つてお渡しいたし明後日から全部復業させますから兵庫や葺合同様實行して下さいませうか」

社長俺は此の事件の爲め辭職するのだ、男子が斯んな目に逢つて何時までも社長だなどいつてゐられるものか、お前方もチト男らしいことをやれ、労働者全體の恥だぞ、實際お前達の一舉一動は將來の労働問題に影響するから其の要求は輕々しく解決することが出来んのちや、お前達はデモクラシーの意味が解るか知らぬが今度の事件が起つてから就業する職工があれば鐵槌を揮つて追蒐けるといふやうなことがあるとも聞いてゐる、そんな人に人の自由意志を束縛するものちやないぞ、俺はお前達の意志は決して束縛せんつもりぢや、夫故お前達が俺に會はうといふなら直に會つて自由な申分を聴かうとするのぢや、何しろ今度の事件の爲に特別賞與の調査も非常に遅れた、従つて曩に十月三十日にやるとは言つたが或は多少延びるかも知れぬ、これを延ばしても決して俺の責任ではないぞ」

委員の一人「私は職工を代表して交渉委員として參つたものですが、何分一萬七千といふ多數の職工や實行委員に對し只今社長から伺つたことを一々記憶して相違なく通告し明後日から全部復業させるといふことに困難を感じますから、何うか先刻朗讀されました賃金改正案(即ち八時間制)の謄寫版を一部頂戴いたしたい、之に依つて一般職工や實行委員に通じたいと存じます」

社長可矣々々、何枚でもあるだけや、併し尋ねるがお前達は何事も一から十までキチ／＼と云はねば分らんか子、畢竟口巧者が好いと思ふか夫ども亦事を實際にやつて行く人が好いと思ふか、斯んなこと位は充分解つて居らねばならぬ筈だのに連名して俺に迫るとは何事ぢや、言ひたいことがあれば「社長さん斯う／＼でございますが」と唯夫れだけ云へば好いのだ、お前達は能く喋舌りもし學問もあるだらうが餘り智慧を濫用しては不可ない、前々にも云つた通り俺はお前方の敵ではない味方ぢやぞ、他人からは「職工の壓迫を受けた」と云はれたこともあるが其時にも「ナニ、ホンの内輪の者が彼是いつてゐるに過ぎないのです」と返答して置いた位で皆俺が責任を負ふて決してお前達の不都合を外間に漏らしたことはないのぢや、それに何といふ詰問書ぢや、社長はノラクラで分らぬから特別賞與の期日を問ふて見てやらうなどゝは俺の頭に糞を引掛けたと同じだこれでは松方社長も職工に信用がないなど世間から云はれても何とも返す言葉がないではないか又五年間勤めて伍長心得になるものもあれば十二年間勤續して何にもならぬも

のもあるといふが、それには夫々理由がなければならぬ其の理由をも糺さずして我儘なことばかり言ひ募り無暗に人を傷つけるものではないぞ」

野倉委員「此際多くを語る必要はないと思ひます、只先刻社長の御話になつた不信任投票は三十六票の差でありますが社長は夫れが悪いと思はれるのですか、夫とも明後日から一同復業さへすれば分工場同様の改正案を實行して貰へまじやうか」

社長「何とも條件は附けぬ、能く冷靜に考へて見よ、お前達は最初からして若し其の要求が容れられなかつたら怠業をやらうといふ了見だつたらう、即ち社長を取テタルべく非常の權幕だつたではないか、併しそれも内輪の者のやることだから俺は何とも構はぬが唯俺を信用せぬといふなら夫れまでだ、之れと反對にお前方が誠實に働いてくれれば俺には亦其の心算もある」

野倉委員「私共は今日までの交渉を一旦打ち切りといたし改めて今日お願ひに出ました所、社長さんから斯んなことを發表されたとなれば之れを職工全般に通じ其の同意を得て更に御禮に出ねばなりません、恰度使者の役目を承はつてゐるやうな譯で……」

社長「お禮に來やうと休業しやうとそれはお前達の勝手であつて俺は決して其の自由行動を妨げぬ兎に角俺はお前達の誠意のある所を先に見たいと云ふのぢや、解つたか」

委員の一人「能く解りました、皆に通じることになりますから原則の寫しを下さい」
社長「在るだけ持つて行け、そして世間に耻を曝すやうなことをするな、皆解つたか」

(これより社長は一々各委員の答辯を促し委員は概ね起立して能く解りましたと答ふ)

委員の一人「私はまだ發言の機會を得ませんでしたが此際一言申し上げます、實は先刻からの社長さんのお話を承はり内心非常に嬉しい思ひを致して居るのでございます、就ては明日は日曜日の事で當然休業いたしますが明後日からは誠心誠意會社の爲に働きたいと存じます……」

社長「八時間制といふより五割増しといふ方が世間の聞こわが好いから、斯んなことは新聞紙に出ぬやうに願ひたいものだハツハ、ハ、ハ」

委員の一人「併し事實は事實として報道して下さる分には構ひませぬ」

社長「一體今度の事に就て幾度も幾度も新聞記者諸君の御足勞を煩はし其都度事件の内容が發表されてゐる、尤も中には随分間違つてゐることもあるが子(満場哄笑)……併し俺は其の方々にお前方の不利益なことは決して話したことがない、又お前達のする事に就いて少しも探偵らしいことは仕て居らぬ、お前達は立派なものぢやと思ふてゐるが併し無理な要求など仕ては俺は兎に角世間が承知してくれないぞ、序でに話して置きたいのは俺が非常に残念に思ひア、人情は斯くまで輕薄なものかと感じたのは去る五月二十日執行した招魂祭のときのことである、此の招魂祭に當所の従業員で參拜してくれたものは僅に百人足らず(係員以外)に過ぎなかつた、俺は之れを見て無量の感慨に打たれたのだ然るに當日或る婦人が詣つてくれたから多分當地にある遺族でもあらうと推測して座席

を與へやうと仕た所がソウではない。「私の悴が會て川崎造船所の御世話になつて居ました、其後大阪へ移りまして程もなく負傷して死にました、多勢の方々の中には定めし私と同じ身の上の人もあらうかと存じましてお参りに來ました」と斯ういふ譯であつた、他人でさへも此通りであるに肝腎の當所の職工は百人足らずの參詣者に過ぎないのぢやお前達は生きた人には情誼を盡すが死んだ者には情誼がないと見ゆる、現に此前誰だつたか、今度のやうなことをするのは本意でないが情誼上已むを得ずといつたでないか、生活難を口にして生きた者に斯くまで同情しながら死んだ同僚を措いて願みないとは何といふ冷酷サだらう、一體情誼と云ふものはそんなものぢやない、俺は情々思つたよ、人間といふものは得手勝手なものぢやア、情ないものぢやと……又生活難だから給料を上げて呉れといふとは一通り聞いてゐるが、それも下級の者が可愛相だから上級者よりも餘計に増してくれといふのなら如何にも情誼のある申分だが上級の者はど率を多くし下級の者はど率の低いなどに至つては全然情誼を履き違へた仕打だ、俺は歐羅巴に二三年も行つてゐたが、五十幾歳になる男が一人ボチで一つ部屋に朝夕を送り斯まで長く滞在したのは何の爲だと思ふ、全く川崎の職工が仕事の材料に苦しまぬやう努力するの一念に外なかつたのぢや、唯商賣ばかりして儲けることに苦心した譯ではない、お前達も知つてる通り俺は工場内に散亂してゐる屑金でも粗末にはせぬ、石炭にしろ、鑛石にしる、最初は皆労働者が暑い思ひをして掘出したものだ、之を粗末に取扱てはならぬ、俺

が工場内に寶函を設けたのも全く是等を粗末にさせない意味に外ならぬ、労働は神聖なりといふことは俺も能く知つてゐるお前達も其の氣であるであらう、然るに一々判を貰はねば仕事をせぬやうでは味がないぢやないか、それで今までやつたことを悪いと思ふなら謝罪するがよい、最前からお前の言つたことは交渉委員から夫々一般へ通達するのであらうが事實を間違へぬやう傳へてくれ、俺の言ふことに無理があるか己人として聞き、此處で先づ話を決めやうぢやないか」

委員の一人「決して無理とは思ひませんが、夫故これまでも出来るだけ能く通じた筈で、他の交渉委員にも私の傳へ方が好かつたか悪かつたかと聞いたほどでございます」

社長「然らば無理とは思はぬか」

委員の一人「無理とは思ひません」

社長「野倉、お前は何うか」

野倉委員「私、個人としては無理とは思ひませんが、皆のものに通じ得られるだけのお言葉を

得たいと存じます」

社長「次は何うだ」

委員の一人「無理ではございません」

社長「其次は……」

委員の一人「御無理とは思ひません」

社長「其次は……」

委員の一人「無理ではございません」

社長「山口、お前はどうか」

山口委員「私は野倉君と同意見で、此際兵庫葺合同様本社職工にも實行するといふお言葉を頂

きたいと思ひます」

社長「其次は……」

委員の一人「無理のないことと思ひます」

社長「お前さんは……」

今井委員「私は前日腕章を外してお目に掛けた者であります、尙先刻も申上げました通り此場に於て腕章を取外し之れを社長さんにお渡しして嘆願書を頂いて歸り(撤回の意味)一同に社長さんの御意見のある所を傳へ自分の一命に代へても満足なる結果を得んことを期して居ります」

社長「其次は……」

委員の一人「至極御尤もぢやと思ひます」

社長「其次は……」

委員の一人「己人としては御無理のないことと思ひます」

野倉委員「これから歸りまして社長さんのお話の趣を一般に傳へ、一般が何といひますか知れ

ませんが其の云ふたことを改めて社長さんに御返事することにいたしたいと存じます」

社長「ソウすることお前達は何うするのか、明後日は休業するといふ決議を仕てゐるやうだが」

野倉委員「歸つて報告致しまして決まり次第明日にでも御返事に上ります、それで愈々一般が復業することに決定いたしますれば明後日から相違なく就業することと思ひます」

社長「明日中に一萬六千の職工へ漏れなく通告するといふやうなことが出来るか、お前達の通信機關は餘程巧く出来てゐるなア」

野倉委員「ソレは皆のものに毎朝新聞を見よと言ひつけてありますから神戸又新、神戸新聞、朝日新聞、毎日新聞を通じて能く通信方法が出来ております」

社長「新聞の方は俺もお願ひして置くからお前達も能くお願ひして置くかい」

野倉委員「私は今回の事件に就き私己人でなく多數集團の意を受けて參つたのでありますから只今此席に於て斷乎たるお返事は致し兼ねます」

山口委員「社長さんは私達が命令せば職工が如何やうにもなるが如く思はれるから困ります」

社長「ソレだけの手腕がないのか、俺はモット偉いものと思つてゐたのだがなア……尙云つて置くが投票は其日來てゐたものだから集めるものでない職工全體から集めねばならぬ、夫れで無ければ眞に全體の意思とは受取れない、俺は聞いたことがある、職工中には早く就業したいと希望してゐる者もあるが多數の爲に其の自由を束縛されてゐるらし

いのだ、其やうなやり方は世間に通じない、モット立憲的にやれ、多勢で一緒にやることは易いが、少数で飽迄も踏ん張り自分の意志を貫徹するといふのが眞の男子ぢや、若し上の者が無理なことを仕たり言つたりするなら俺に云へト語弊があるか知らぬが、お前達も早く本心に立歸つたが可からう、今日までのことは一時の出来心とし俺は喧嘩もせぬ、要するに俺はお前達の爲め良かれかしとこそ思へ決して悪いやうにはせないのぢや、萬一會社の行き方に無理な點でもあつならば其時にこそ今度のやうなことをやれそれに何ぞや俺の方で考慮中だといふのに、斯んな騒ぎをやる、實に怪しからぬ話で、考慮中だといへば暫らく待つて居てくれれば可いぢやないか、それにお前方は赤色だの黄色などの腕章を着けて下の者の意志を束縛する、實に残酷な行き方ぢやないか、併し今日はマア充分に解つてくれたらしいから結構ぢや、それとも尙ほ言ひたいことがあるなら何なりとも云へ俺は何でも聴くよ、お互の爲めだからナ」

今井委員「社長さん、私は曩に私の工場から差出しました嘆願書を今日頂いて歸りたいと思ひますが如何なものでしやう」

社長「返してやつてもいゝが社長に巧く胡魔化されて軟化したとか何とか内輪同志悶着を起して怪俄でもすると不可ないから、他日都合のいゝときに返してやる夫れまでマア待てよ……何しろお前達は多勢でいゝが、松方一人は今度こそ職工に仕てやられた馬鹿の骨頂だと世間から云はれてゐるぞ(笑聲起る)お前方情といふことを知つてゐるなら些とは

俺の心中を察してくれ、お互に情誼を盡し合つてこそ圓滿に行くのぢや、それで無ければ世の中は巧く行かぬぞ、俺はお前達の爲にヨリ多く仕事させ一人でも餘計に日本人を使ひたいと心掛けて居る、それにお前達は食堂を設らへの何のといふがアノ狭い工場内に何うしてこれが作られるか若し作つたとすれば極めて不完全なものでお前達の氣に入らぬことは分り切つてゐる、だから夫よりも「ソソな土地があるなら何うか工場にお使ひ下さいまして一人でも多く職工を使つてやつて下さい」といつてくれれば俺はドレほど嬉しいか分らぬ、世の中は萬事思ふ通りに行かぬものぢやよ、そこでお前達の一時の失策は少しも俺の念頭に掛けてゐない、即ち過つて改むれば咎むべき所なした、失策はお互にあることだからナ、何うか今日お前達に言ふたことを皆のものに間違のないやう能く傳へてくれ、俺は決して皆を無にしてゐないどころか充分其の爲を圖つてゐるのだからナ……」

多數委員「承知いたしました」